

ESG評価・データ提供機関について

- サステナブルファイナンスの急速な拡大を受けて、企業のESGの取組状況等について情報を収集・集約し、評価を行う「ESG評価・データ提供機関」の影響力が大きくなっている
- 昨年6月の金融庁「サステナブルファイナンス有識者会議」報告書では、ESG評価機関の公平性や中立性を確保する「行動規範」の議論を進めるべき旨が指摘。本年2月に同会議に「ESG評価・データ提供機関等に係る専門分科会」を設置し、行動規範の内容や、企業や機関投資家における課題等について広く検討

ESG評価・データの例

発行体の評価
各社独自の基準に基づき、ESGの観点から評価(格付け等)を付与

ESG関連債・融資の評価
発行時に、債券等に係る内外の基準を参照し、準拠度合い等の評価



ESG評価・データの利用



株式・債券投資

- 機関投資家が、投資方針の策定やポートフォリオの選定に当たって、いわゆるESGインテグレーション等、ESG要素を投資判断に織り込む動き
- ESG関連債等の発行に当たっても、国内外の各種基準への適合状況やESGに関する適格性の評価等を得ることが一般的

ESG評価を活用したインデックス等

- 評価機関等がESG評価・データに基づき企業の指数(ESG指数)を組成し、これに連動する形で投資が行われる動き

ESG評価を活用したエンゲージメント

- 例えば、機関投資家等による国際的な気候変動イニシアティブ「Climate Action 100+」は、ESG評価を用いて対話の戦略等を検討

指摘される課題

評価の透明性と公平性の確保
評価機関ごとに評価基準等が区々で、評価結果の理解が困難

潜在的な利益相反
評価対象となる企業に有償でコンサルティングサービスを提供

人材の確保
評価の質を確保するための人材の確保の必要性

企業の負担感
多くの評価機関から質問票が寄せられ負担が多いが、評価への納得感は必ずしも十分でない

ESG評価機関等に係る専門分科会報告書について - ESG評価機関等に係る行動規範の策定等 -

- 金融庁「ESG評価・データ提供機関に係る専門分科会」において、企業のESGの取組みを評価する「ESG評価機関等」について評価の透明性・公平性を確保するための「行動規範」の案を取りまとめ。併せて、評価を利用する機関投資家や、評価を受ける企業への提言と併せて、報告書として公表（7月）
- 「行動規範」については、金融庁として同月にパブリックコメントを実施し、夏頃目途に最終化を行う。

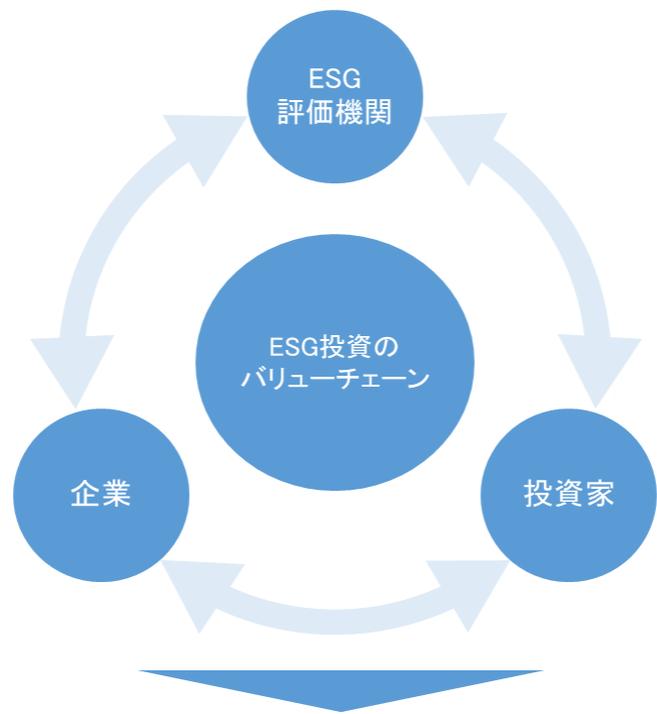
(※)最終化に向けて、わが国でサービス提供を行う日系・外資系の評価機関に対して、自主的な賛同を呼び掛けていく（法令に基づくものではなく、行動規範の各項目について、遵守する場合にはその旨、遵守しない場合はその理由を明らかにするいわゆる「コンプライ・オア・エクスプレイン」方式により賛同を求めていく）。

ESG評価機関への期待（行動規範としてとりまとめ）

- **透明性の確保**
自社のESG評価について、目的・考え方・基本的方法論等を公表すること
- **人材の育成**
専門人材等を確保し、また、自社で専門的能力の育成等を図ること
- **利益相反の回避**
業務の独立性・客観性・中立性を損なう可能性のある業務・場面を特定し、潜在的な利益相反を回避し、又は リスクを適切に管理・低減すること
- **企業とのコミュニケーション**
評価を行う企業との窓口を明確化し、評価の根拠となるデータは確認・訂正を可能とし、こうした手順を予め公表すること

機関投資家・企業への期待

- 自らの投資でESG評価をどう活用しているか、明らかにすること（投資家）
- サステナビリティに関する企業情報をわかり易く開示し、評価機関との窓口を明確化すること（企業）



市場全体として相互の働きかけを通じ
評価等の質の改善

(※1)IOSCOによる国際的な報告書も踏まえて策定

(※2)学術・報道機関等が対象となるものではない